

## 利用料金表（別紙）

## （要支援認定を受けている方）

2025/10/1現在  
(令和7年10月改定)

## ◆ショートステイ浩養園（介護予防短期入所生活介護）1日あたりの料金表【概算】

## 第4段階ご利用料金（円）（所得区分）住民税課税世帯の方（減額なし）

所得段階 4段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要支援1	646	2,860	1,850	5,356
要支援2	793			5,503

## 第3段階②ご利用料金（円）（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要支援1	646	2,164	1,705	4,515
要支援2	793			4,662

## 第3段階①ご利用料金（円）（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要支援1	646	2,164	1,405	4,215
要支援2	793			4,362

## 第2段階ご利用料金（円）（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要支援1	646	1,674	1,005	3,325
要支援2	793			3,472

## 第1段階ご利用料金（円）（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】*3	日額合計 【A+B+C】
要支援1	646	1,674	705	3,025
要支援2	793			3,172

\*1. 上記の【A】については、介護予防サービス費（要支護1～2）、サービス提供体制加算Ⅱ、機能訓練加算、介護職員等処遇改善加算Ⅱの項目で試算しております。

\*2. 上記、居住費は、居住費（保険外）を含んだ1日あたりの居住費の合計額となっています。

\*3. 上記、食費は、食費（保険外）を含んだ1日あたりの食費の合計額となっています。

※1. 本料金表（別紙）【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合（1割）にて試算しています。

負担割合（2割）及び（3割）の方の場合、居住費【B】、食費【C】分を除いた、利用料【A】がおよそ2倍及び3倍となります。

※2. 単位数計算（1単位=10.17円）により多少の端数分誤差が生じる場合があります。本料金表（別紙）【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合（1割）にて試算しています。